

第78回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年3月28日（金曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

※受付開始時刻を例年より30分繰り下げるおり
ますのでご注意ください。

開催場所

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール

お土産のご用意はございません

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2025年3月27日（木曜日）午後6時



目的事項

報告事項

- 第78期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第78期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役に対する事後交付型株式報酬の額改定の件 |

証券コード 9260
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日 2025年3月5日)

株主各位

(本社所在地) 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

(登記上の本店所在地) 兵庫県神戸市中央区磯辺通四丁目1番38号
西本Wismettacホールディングス株式会社
代表取締役会長CEO 洲崎良朗

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第78回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.wismettac.com/ja/ir/stock/meeting.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「W i s m e t t a c」（全角）又は証券「コード」に「9260」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日のご出席に代えてインターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記「議決権行使方法についてのご案内」（3頁から4頁）をご高覧いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール
3. **会議の目的事項**
報告事項 1. 第78期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件
4. **決議事項**
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役に対する事後交付型株式報酬の額改定の件
5. **招集にあたっての決定事項**
後記「議決権行使方法についてのご案内」をご参照ください。

以上

<株主様へのご連絡>

- ◎ 受付開始時刻を例年より30分繰り下げる所以でご注意ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際して、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面によるご行使

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後6時行使分まで

 パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会
開催日時

2025年3月28日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■ ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)



「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

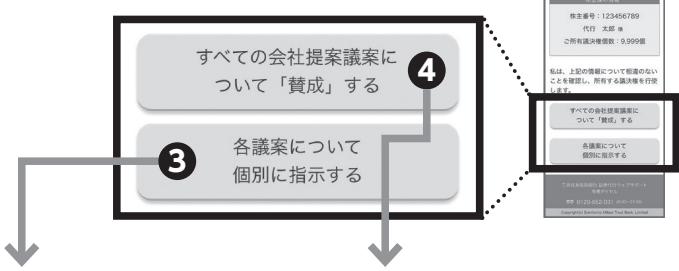
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用
議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を
スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコード®は、株式会社デンソー
ウェーブの登録商標です。



② 議決権行使 ウェブサイト を開く

表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が
開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③ 各議案について 個別に指示する



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく
必要があります(パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ
直接アクセスして行使いただくことも可能です。)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただけ際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

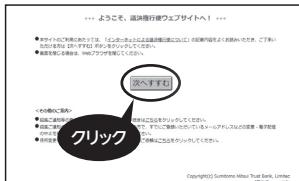
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



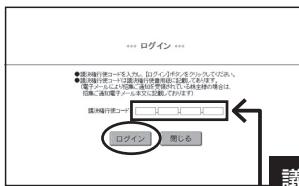
インターネットによるご行使

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

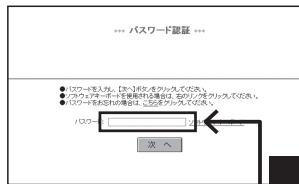


② ログインする



同封の議決権行使書
用紙に記載の「議決権
行使コード」をご入力
ください。

③ パスワードを入力する



同封の議決権行使書
用紙に記載の「パス
ワード」をご入力くだ
さい。

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済環境は、欧米の中央銀行が利下げに転じる等、金融政策に変化が見られました。米国では良好な雇用情勢もあり個人消費が堅調に推移、欧州ではインフレ鈍化を受けた実質所得の増加により個人消費は緩やかな回復傾向にあるものの、産業構造の違い等を背景に、国ごとに異なる回復状況となりました。また、ウクライナや中東で紛争が長期化し地政学上のリスクが高まる等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況の下、当社グループは食を扱うグローバルカンパニーとして、様々な事業環境の変化に対応しながら、安全かつ安定的な商品の供給に努めてまいりました。当社グループの主たる事業は、日本食をはじめとするアジア食品・食材を、北米中心に欧州、中国、東南アジア、豪州等で販売する「アジア食グローバル事業」並びに青果物等の国内販売、及び輸出・三国間貿易を行う「アグリ事業」であります。

その他、海外のブランド食品や自社で企画・開発したシーズン商品、キャラクター商品を日本の輸入食品店・生活雑貨店等に販売する事業や、ナチュラルサプリメントの製造・販売事業も行っております。さらに、中期経営計画で掲げた「食産業ソリューション事業、内外フードテックへの投資」を踏まえ、食の世界に携わる事業者に対するデジタル技術を活用したソリューションの提供等を進めるとともに、新たに投資子会社を設立し、食の領域に特化したベンチャーキャピタルファンド等への投資等を行っております。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高3,289億36百万円(前期比9.3%増)、営業利益62億70百万円(前期比43.1%減)、経常利益65億91百万円(前期比47.1%減)、親会社株主に帰属する当期純損失11億20百万円(前期は当期純利益62億68百万円)となりました。なお、アグリ事業における構造改革の実施や海外子会社にかかる顧客関連資産及びのれんを含む減損損失等により、特別損失58億51百万円を計上しております。

また、当連結会計年度の期首より、従来「農水産商社事業」としていた報告セグメントの名称を「アグリ事業」に変更しております。この変更は、報告セグメント名称の変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。

[セグメント別業績の概況]

① アジア食グローバル事業

アジア食グローバル事業の当連結会計年度における業績は、売上高2,726億67百万円(前期比15.2%増)、営業利益87億4百万円(前期比38.1%減)となりました。

北米地域においては、堅調な販売状況のもと、売上高はレストラン向け、グローサリー向けともに前期比で増加いたしました。大手グローサリーチェーンへの販売拡大、ナショナルブランドからプライベートブランドへの切り替え促進、シェアの確保に重点を置く営業施策等が奏功いたしました。また、円安の進行も前期比で円換算ベースの売上高を押し上げる要因となりました(米ドル円換算レートは、前期が140.56円であったのに対し、当期は151.58円)。

利益面では、適切な価格転嫁等による利益率維持に努めましたが、人材確保を目的とした給与水準の調整や広範にわたる物価上昇等による費用の増加に加え、中期経営計画に基づく成長投資等に係る費用の増加により、前期比で減益となりました。

北米以外の地域については、欧州地域では、一部の国では景気低迷が続くも、欧州全体としては持ち直す傾向が見られることやインフレ圧力が緩和し利下げ局面へ入りつつある中で、個人消費が緩やかな改善傾向にあることに加え、前年10月に取得したイタリアUniontradeグループの業績が当連結会計年度の期首より取り込まれたことにより、売上高は前期比で増加いたしました。アジア・オセアニア地域では、インフレの継続等による経済成長の鈍化も見られましたが、適切な価格転嫁に加え、チェーンレストラン向け売上が堅調に推移したことにより、前期比で増収となりました。

② アグリ事業

アグリ事業の当連結会計年度における業績は、売上高519億74百万円(前期比13.0%減)、営業損失9億66百万円(前期は10億17百万円の営業損失)となりました。

売上高については、冷凍加工食材及び海外輸出で比較的順調な出荷を実現できた一方で、主力商品である輸入青果において取扱商材の絞込みや仕入調整を行ったこと、海外子会社において、景気低迷が継続する中、収益性を重視した販売施策の実施、上期における産地側での不作や不安定な海上輸送等の影響から販売時期を逸したこと等により、前期比で減収となりました。

利益面については、上期は急激な為替変動による原価高騰、適正な在庫調整を優先した販売及び価格設定等に起因して収益性が低下する一方、下期は輸入青果における取扱商材の絞込みや仕入調整が奏功したことにより、海外子会社における販売施策による改善効果が出始め、さらに産地の切り替わりに伴い供給・海上輸送等が安定したことで収益性が改善しました。その他、ERPシステム導入等に伴う費用増加、中期経営計画に基づく新規事業の展開に係る先行投資等が発生するも、構造改革に伴う販管費抑制の効果等もあり、前期比で営業損失が減少いたしました。

(3) その他事業

その他事業の当連結会計年度における業績は、売上高42億93百万円(前期比3.5%減)、営業損失3億43百万円(前期は1億67百万円の営業損失)となりました。

主力の輸入食品販売事業では、第1四半期は最大商戦であるバレンタイン・イベントの成功により売上高が順調に伸長しましたが、当連結会計年度を通じて日常的な輸入ブランド商品が円安やインフレの影響を受けたことにより、前期比で減収となりました。サプライメント事業は堅調に推移したものの、その他事業全体の売上高は前期比で減収となりました。

利益面では、円安継続による原価高騰により収益性が低下したことに加え、インフレに伴う人件費の高騰等イベント関連費用の増加に伴い、前期比で減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は20億76百万円であり、その主なものは、北米における設備の増設及びシステムプラットフォームの整備に伴う投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、中長期的な事業規模拡大に伴う資金の需要に備えて、長期借入金として286億76百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループをはじめとするグローバルな食の世界に携わる企業を取巻く環境は、地政学リスクの高まりや気候変動等の要因によって変化するサプライチェーンの状況、為替変動や金利動向等の世界経済状況から受ける影響のほか、世界的に広がる食や供食形態(内・中・外食)の多様化等によって、近年ますます大きな変化に晒されております。

他方、日本食を中心としたアジア食のグローバル化・ローカライズ化は着実に進んでおり、商品の多様化と販路の拡がりによって、世界各地の食生活に幅広く浸透しつつあります。また、環境や健康に対する意識の高まり、人々の食に対するニーズがさらに多様化する中、既存の食品業界の領域を超えて、様々な技術・サービスが新たに生まれております。

このような環境下において、当社グループは、既存事業の量的・質的成長の加速、青果事業のグローバル展開推進、新規事業創出による成長等を目的とした中長期戦略のもと、更なる飛躍と進化に向けて各種施策に取り組んでおります。

これらの戦略や取組みを通じて、当社グループは、自社の成長だけでなく、世界の食産業や国際社会の発展に貢献してまいりたいと考えております。アジア食や日本の青果物等の世界的な普及等を通じて、世界の人々に「食べること」による新鮮な経験と楽しい日常生活を届けること、そして、食の世界における様々な課題やニーズに対して変革をもたらすソリューションを提供し、そこに携わる人々が幸せと豊かさを享受できる世界の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第75期	2022年度 第76期	2023年度 第77期	2024年度 第78期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	213,248	275,209	300,847	328,936
親会社株主に帰属する当期純利益又は(親会社株主に帰属する当期純損失)(△)(百万円)	5,028	6,819	6,268	△1,120
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	116.78	158.38	145.58	△26.18
総資産(百万円)	141,769	179,222	212,756	244,002
純資産(百万円)	59,862	72,063	79,864	84,075

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

2. 第76期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第76期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 第77期より、国際財務報告基準を採用している在外連結子会社において、国際会計基準IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)を適用しており、第76期の財産及び損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しております。
4. 第77期より、米国会計基準を採用している在外連結子会社において、米国会計基準ASU第2016-13号「金融商品－信用損失」を適用しており、第77期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準を適用した後の数値を記載しております。
5. 2024年7月1日付けで普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第75期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
6. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期の関連する財産及び損益の状況については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額になっております。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	本店所在地	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
Wismettacフーズ株式会社	兵庫県	80 百万円	100	アジア食グローバル事業 アグリ事業 その他事業
Wismettac Asian Foods, Inc.	米国	535 千米ドル	100	アジア食グローバル事業
Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada)	カナダ	10 千カナダドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	1,000 千シンガポールドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Australia Pty Ltd	オーストラリア	11,000 千オーストラリアドル	100	アジア食グローバル事業
NTC Wismettac Europe B.V.	オランダ	400 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Wismettac Harro Foods Limited	英国	600 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
慧思味達日本食品有限公司	中国	500 千香港ドル	(※1) 100	アジア食グローバル事業
SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH	ドイツ	70 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS DES 3 CAPS	フランス	211 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
COMPTOIRS OCEANIQUES	フランス	300 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Interlock Investments Limited	英国	0 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Sco-Fro Group Limited	英国	1,000 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Wismettac EMEA Holdings Limited	英国	0 千ポンド	(※1) 100	アジア食グローバル事業
Uniontrade S.p.A.	イタリア	800 千ユーロ	(※1) 100	アジア食グローバル事業
愛品盟果業貿易（上海）有限公司	中国	3,000 千人民元	(※1) 100	アグリ事業
Ban Choon Marketing Pte. Ltd.	シンガポール	500 千シンガポールドル	(※1) 100	アグリ事業
SIM BA TRADING JOINT STOCK COMPANY (※2)	ベトナム	14,285 百万ベトナムドン	(※1) 30	アジア食グローバル事業

(※1) 間接保有による持分を含む比率であります。

(※2) 持分法適用会社であります。

(7) 主要な事業内容(2024年12月31日現在)

事業	主要な事業内容
アジア食グローバル事業	日本食を中心としたアジア食品・食材の世界各国での卸売販売事業等
アグリ事業	生鮮青果・冷凍加工青果等の国内の卸売市場・量販店・外食及び中食産業・食品メーカー等に対する輸入卸販売、国産青果物の輸出、三国間貿易及びカタログ通販事業等
その他事業	海外有名ブランド食品・キャラクターを用いたオリジナル商品販売事業及びサブリメント販売等

(8) 主要な事業所等

① 当社

東京本社 東京都中央区
(登記上の本店所在地 兵庫県神戸市)

② 子会社

(6) 重要な子会社等の状況に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況(2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
アジア食グローバル事業	1,700名	44名増
アグリ事業	244名	66名減
その他事業	48名	2名増
全社(共通)	166名	2名増
合計	2,158名	18名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
 2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
59名	17名減	43.7歳	5.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であります。

2. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先(2024年12月31日現在)

借入先		借入額
株式会社三井住友銀行		28,792 百万円
株式会社三菱UFJ銀行		16,850
株式会社みずほ銀行		12,990
株式会社りそな銀行		10,561
株式会社日本政策投資銀行		9,021
農林中央金庫		9,000
三井住友信託銀行株式会社		8,500
株式会社静岡銀行		5,500
株式会社八十二銀行		3,500
株式会社百十四銀行		3,000

(注) 上記の借入額には、各行の海外現地法人等からの借入額を含んでおります。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

2024年11月12日から2024年12月23日までの期間にワイエス商事株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が行った当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付けの結果、2024年12月27日付で、公開買付者は当社株式8,878,987株(当社の総株主等の議決権の20.76%)を所有することになりました。当社のその他の関係会社及び主要株主となりました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(注) 2024年7月1日付で実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行可能株式総数は100,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式総数 43,059,420株 (自己株式数298,515株を含む。)

(注) 2024年7月1日付で実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行済株式総数は28,706,280株増加しております。

(3) 株主数 1,227名

(4) 大株主 (2024年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
多津巳産業株式会社	18,707 千株	43.7 %
ワイエス商事株式会社	8,878	20.8
洲崎 良朗	8,204	19.2
公益財団法人洲崎福祉財団	3,900	9.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,308	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	423	1.0
野村證券株式会社	215	0.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	209	0.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	168	0.4
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	53	0.1

(注) 1. 当社は、自己株式298,515株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式の種類	株 式 数	交付対象者数
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	普通株式	10,800株	4名
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	普通株式	3,600株	2名

(注) 1. 上記には、当社の退任取締役が、監査等委員でない取締役に2名、監査等委員である取締役に1名含まれております。

2. 株式数は、2024年7月1日付で実施した株式分割(1株を3株に分割)後の株式数に換算して、記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2024年12月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
洲 崎 良 朗	代表取締役 会長C E O	Wismettac フーズ株式会社 代表取締役会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director
佐 々 祐 史	取締役社長 執行役員 C O O 兼 C F O	Wismettac フーズ株式会社 代表取締役社長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director & President Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director Wismettac EMEA Holdings Limited Director
新 開 裕 之	取締役副社長 執行役員 経営管理室長	Wismettac フーズ株式会社 取締役副社長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director Wismettac EMEA Holdings Limited Director NTC Wismettac Europe B.V. Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director Uniontrade S.p.A Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director Ban Choon Marketing Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd Director
新 井 一	取締役	学校法人順天堂 理事 理事長補佐 順天堂大学 名誉教授 一般社団法人私立医科大学協会 理事 副会長 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会 理事 医療法人林病院 理事 一般社団法人生涯健康社会推進機構 副理事長 一般社団法人全国医学部長病院長会議 監事
西 川 敏 之	取締役 (監査等委員)	Wismettac フーズ株式会社 監査役 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 監事
能 見 公 一	取締役 (監査等委員)	スパークス・グループ株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問
大 村 由紀子	取締役 (監査等委員)	The Private Infrastructure Development Group Limited Chair of the Board Assured Guaranty Ltd. Director HSBC Bank plc Director The Critical Minerals Fund Advisory Board Member

- (注) 1. 監査等委員でない取締役新井一氏、監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
- 委員長 西川敏之、委員 能見公一、委員 大村由紀子
3. 監査等委員である取締役西川敏之氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、実効性ある監査を可能とすることができるものと考えているからであります。
4. 監査等委員である取締役大村由紀子氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員でない取締役新井一氏、監査等委員である取締役能見公一及び大村由紀子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
辻川 弘	2024年3月28日	任期満了	取締役 愛品盟果業貿易（上海）有限公司 董事長

7. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。2024年12月31日現在の取締役を兼務しない執行役員は8名で、人事統括部長 馬場竜介、グループガバナンス・ビジネスエシックス部長 渡邊宏実、リスク管理統括部長 久保田広紀、Wismettac Asian Foods, Inc. Director and Senior Vice President of Sales 鈴木喬久、事業開発本部長 山縣智宏、Wismettacフーズ株式会社常務執行役員アジア食品事業本部長 Alireza Mohammady、Corporate HQ室長 香山美奈子、Wismettac Asian Foods, Inc. Director, Senior Vice President of Administration, Corporate Secretary and Chief Financial Officer 山下兵衛で構成されております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員でない取締役新井一氏、監査等委員である取締役能見公一氏及び大村由紀子との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)がなされたことにより、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金等)を当該保険契約にて補填することとしております。

ただし、補填額には限度額が設けられており、また被保険者の故意による犯罪行為、背信行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反や被保険者が法的な権利なく得た私的利益や便宜供与等に起因した損害等は補填されないなどの一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針の決定方法

取締役の報酬等の決定に関する方針は、取締役会にて承認する方法にて決定しております。

2. 基本方針

■ 報酬の考え方

当社及び当社の子会社(海外を含む。)の取締役をはじめとする当社グループの経営幹部の業績向上に対する意識や士気を十分に高めるとともに、社内外のステークホルダーに対して合理的に説明可能なものとする。国籍を含めて多様な当社グループの経営幹部が一体感を持ち、グループ全体としての持続的な企業価値向上に資するものとする。

■ 報酬水準

当社グループの経営幹部の職責及び職務経歴、業績等に応じ、グローバルベースでの競争力の観点に鑑みた上で、各国の市場水準と比較しても遜色のない報酬水準とする。

■ 報酬構成概要

報酬は、基本報酬、積立型退任時報酬、短期インセンティブ賞与、長期インセンティブ(株式報酬)で構成する。

■ 報酬ガバナンス

報酬水準・構成の妥当性を担保する観点から、社外役員が過半数を占める報酬諮問委員会を設置し、監査等委員でない取締役に関して、その役員報酬の在り方及び個別役員報酬について継続的に審議・モニタリングしていくこととする。

3. 報酬構成

年次業績向上及び年度毎の企業価値向上に対する貢献活動へのインセンティブとして短期インセンティブ賞与を、企業価値向上へのインセンティブ及び株主とのアライメントを図るものとして長期インセンティブを導入する。短期・長期の双方のインセンティブがあることで、健全なインセンティブとして機能させることを狙う。なお、報酬等の種類毎の比率は、その方針として、予め一義的な割合を定めていない。

イ 基本報酬：職責に応じた額を毎月支給。

ロ 積立型退任時報酬：職務執行の対価として基本報酬の10%に相当する金額を積み立て、役員の退任時にその累積額を算出し支給。なお、役員が当社グループに重大な損害を与えた場合、委任契約等に反する重大な違反があった場合等には、取締役会決議又は監査等委員である取締役の協議により、減額あるいは不支給とすることができます。

- ハ 短期インセンティブ賞与：市場競争力のある報酬水準を維持する観点からターゲット型インセンティブの賞与を業績に基づき監査等委員でない取締役に対し支給。標準賞与額をそれぞれの職責に応じて基本報酬の20%～50%程度で設定し、実賞与額はそれぞれの年度業績に応じ標準賞与額の最低0%、最大200%の範囲で決定する。業績は全社、部門(担当)、個人についてそれぞれ20%～100%、0%～60%、0%～20%の範囲の割合で職責ごとに設定し、その業績結果及び賞与額については報酬諮問委員会で審議する。なお、当該業績結果は、対象年度の単年度業績だけでなく、中長期の観点における企業価値向上への貢献活動のうち当該年度の活動分についても対象とする。
- 二 長期インセンティブ(株式報酬)：企業価値と連動し、いかなる株価・業績状況においても株主との利益共有が図れる、業績条件なしの事後交付型株式報酬とする。中長期の企業価値向上に資するための長期インセンティブという観点から、付与から3年後以降に権利確定する設計とする。具体的な内容としては、各対象取締役の職責の大きさに応じて、監査等委員でない取締役については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定される基準金額に、予め定められた算定式に基づいて、対象取締役ごとに割り当てる当社普通株式が決定される。対象取締役に対して割り当てる当社普通株式総数は、監査等委員でない取締役については年198,000株を、監査等委員である取締役については年12,000株を上限とする。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員でない取締役の金銭報酬(基本報酬、積立型退任時報酬及び短期インセンティブ賞与)の額は、2021年3月30日開催の第74回定時株主総会において年額400百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該株主総会において長期インセンティブ(株式報酬)の額は年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名あります。

監査等委員である取締役の金銭報酬(基本報酬及び積立型退任時報酬)の額は、2021年3月30日開催の第74回定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、当該株主総会において長期インセンティブ(株式報酬)の額は年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名、うち社外取締役は2名であります。なお、社外の監査等委員である取締役2名については引き続き固定の基本報酬のみを支給いたします。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長CEO洲崎良朗に対し各取締役の基本報酬、積立型退任時報酬、短期インセンティブ賞与、及び長期インセンティブ(株式報酬)の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について審議しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会が、内容について審議を行っているため、取締役会は当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断いたしました。

⑤取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		基本 報酬	積立型 退任時 報酬	短期イン センティ ブ賞与	長期 インセン ティブ	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	222 (12)	201 (12)	19 (-)	△2 (-)	4 (-)	2 (-)	6 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	58 (27)	57 (27)	3 (-)	- (-)	△1 (-)	△0 (-)	4 (2)
合計 (うち社外取締役)	281 (39)	258 (39)	22 (-)	△2 (-)	3 (-)	1 (-)	10 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬等として取締役に対して長期インセンティブ(株式報酬)を支給しております。
 2. 上記長期インセンティブ(株式報酬)の金額は当事業年度に費用計上した金額であります。
 3. 当事業年度末現在の人員は、監査等委員でない取締役4名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2023年3月30日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2024年3月28日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

(5) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取締役会出席回数(出席率)		
監査等委員会出席回数(出席率)		
取締役	新井 一	医師、大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、医学の見地から食を通じた世界の人々のWell-being実現に向けた当社事業への有益な助言と独立した立場で多様な視点からの助言及び判断を期待しておりましたところ、取締役会において、当該視点から積極的な発言をいただき、社外の監査等委員でない取締役として適切に役割を果たしていただいております。
取締役会出席回数	13回/15回 (87%)	
取締役 (監査等委員)	能見 公一	農林中央金庫や株式会社あおぞら銀行における経営や株式会社産業革新機構(現株式会社産業革新投資機構)における投資活動を通じた新規事業の育成及び企業の自己変革の支援等の業務に携わってきた幅広い経験と見識に基づく経営全般の監視と有効な助言を期待しておりましたところ、取締役会及び監査等委員会において、当該視点から積極的な発言をいただき、社外の監査等委員である取締役として適切に役割を果たしていただいております。
取締役会出席回数	15回/15回 (100%)	また、任意の報酬諮問委員会の委員長を務め、報酬決定等について適切な意見を述べるとともに、業務執行の適切な評価を通じ、監査等委員である取締役や経営幹部の監督を行っております。 さらに、当事業年度は、マネジメント・バイアウト等の支配株主との間で利益相反が存する事項について、特別委員会の委員長として、その必要性・合理性、条件等の妥当性、手続の公正性等の検討に際し、議論をリードし、取締役会に対する答申を取り纏めいただいております。
監査等委員会出席回数	13回/13回 (100%)	
取締役 (監査等委員)	大村 由紀子	外資系金融機関や国際農業開発基金等の国際的な公的金融機関において、金融業務や経営に携わってこられた豊富な国際経験と「食」に対する高い見識に基づく経営全般の監視と有効な助言を期待しておりましたところ、取締役会及び監査等委員会において、当該視点から積極的な発言をいただき、社外の監査等委員である取締役として適切に役割を果たしていただいております。
取締役会出席回数	15回/15回 (100%)	また、任意の指名諮問委員会の委員長を務め、取締役候補者等の指名等について適切な意見を述べるとともに、業務執行の適切な評価を通じ、監査等委員である取締役や経営幹部の監督を行っております。
監査等委員会出席回数	13回/13回 (100%)	

②他の法人等の重要な兼職の状況

重要な兼職の状況等につきましては、13頁に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

78百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

78百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額算出根拠等が適切であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の連結子会社のうち、一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守するとともに「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割及び責任を明確にします。取締役及び使用人は、全社、各部門及びグループ各社の単位で、これらの関連規程に服することを徹底することとします。
 - ・取締役及び使用人が、法令、定款または関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会、取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化することとします。
 - ・グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めることとします。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規定(文書管理規程)に従い、適切な管理を行い、取締役、監査等委員がこれらの文書を閲覧できるものとします。
- ③ 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社取締役及び子会社の取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行にかかる種々のリスク評価、識別、監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備します。
 - ・当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、当該担当取締役は直ちに代表取締役に報告します。代表取締役は、必要に応じ代表取締役を対策本部長とするリスク対策本部を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーに相談し、損害の拡大を防止し、損害を最小限に食い止める体制を整備することとします。
- ④ 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にすることとします。
 - ・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督するものとします。
 - ・担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価することとします。

- ⑤ 当社の子会社の取締役その他取締役に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社の子会社については、「関係会社管理規程」に基づき管理、監督、指導を行い、子会社のガバナンスが確保できる体制を作ることとします。
 - ・子会社の重要な事項は、当社の経営管理室を経る形の稟議申請を行うこととし、業務の適正を確保することとします。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員1名が常勤であることから、適切な情報の伝達、十分な情報の収集、会計監査人やグループガバナンス・ビジネスエシックス部との緊密な連携を実現できるものと判断し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置かないものとします。しかし、監査等委員会より求めがあつた場合には、必要な使用人を置くことで監査等委員会の職務遂行を補助する体制を確保することとします。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示のみに従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。
- ⑧ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、及び前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時はただちに監査等委員会に当該事実を報告することとします。
 - ・また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人等に対し、報告を求めることがあります。
 - ・当社は、監査等委員会へ報告したことを理由とした不利益な処遇は一切行わないこととします。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務を執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)する際に生ずる費用の前払または支払の請求をしたときは、速やかに処理するものとします。
- ⑩ その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、代表取締役社長、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、会計監査人及びグループガバナンス・ビジネスエシックス部長と隨時面談を行い、意見交換を実施するものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組の状況

- ・当社グループのリスク管理及びコンプライアンスの推進を行うため、「コンプライアンス規程」を制定いたしました。
- ・同規程の趣旨に則り、グループガバナンス・ビジネスエシックス部を設置しております。
- ・グループガバナンス・ビジネスエシックス部は、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制が適切に整備・運用されていることを継続的にモニタリングしており、必要に応じてコンプライアンス会議を開催しております。また、重要な問題が生じた場合には直ちに必要な対応を協議・決定した上で取締役会へ報告しております。
- ・法令違反等の早期発見のため、「内部通報規程」を制定するとともに、同規程に基づき、内部通報窓口を社内外に設置し、運用しております。
- ・当社グループ全ての役員、社員等が遵守すべき倫理規範として、「倫理規程」を制定いたしました。
- ・当社グループでは、取扱商品に関するフードセーフティに対応するため、グループ各社にフードセーフティを管理する部署を設置している他、グループ外の専門家等も活用し、情報収集とその分析を迅速に行える組織的な体制の構築に取り組んでおります。

② 情報の保存及び管理に関する取組の状況

- ・当社グループにおける顧客情報及び営業秘密の不正な取得、使用並びに開示その他顧客情報及び営業秘密にかかる不正行為を防止するためにグループ共通の規程として「情報管理規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を総括管理責任者、総括管理責任者が任命した各部署員を情報管理者として、顧客情報及び営業秘密の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・当社グループがその事業遂行上取り扱う個人情報の適切な利用と保護のため、グループ共通の規程として「個人情報保護規程」を制定いたしました。
- ・同規程の下で、担当役員を個人情報管理責任者、個人情報管理責任者が任命した各部署員を個人情報管理者として、個人情報の適切な管理体制を構築、運用しております。
- ・上記の情報管理体制を維持するため、「情報セキュリティ管理規程」において、情報システム機器等に関するセキュリティの規定を定め、運用しております。
- ・このような顧客情報、営業秘密及び個人情報等の取扱いについては、隨時、役職員に対する指導、教育及び規程の周知徹底を行っております。

③ 内部監査に関する取組の状況

- ・「内部監査規程」に基づき、グループガバナンス・ビジネスエシックス部が、当社グループ各社の組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として監査を実施しました。また、それらの結果を定期的に取締役会に報告しております。内部監査においては、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

④ リスクマネジメントに関する取組の状況

- ・当社では、以下の組織体制により、当社において想定されるリスクに的確に対応できるよう努めています。

a. 取締役会

リスク管理に関する重要事項については、取締役会において審議決定を行っております。

b. リスク管理最高責任者

代表取締役は、リスク管理最高責任者として、リスク管理全般を推進・統括するとともに全部門に対してリスク管理の強化、推進に必要な改善を指示しております。

c. リスク管理責任者

本部長及び代表取締役直轄部門長は、リスク管理責任者として自部門のリスク管理を遂行しております。

d. リスク管理事務局

グループガバナンス・ビジネスエシックス部とリスク管理統括部は、リスク管理事務局として関連部署と協働して、当社のリスク管理を統括しております。リスク関連部署は、リスク管理に関する事項の検討・立案を行い、重要案件等については、取締役会に付議又は報告しております。

⑤ 職務執行の効率性の確保に関する取組の状況

- ・当期において、取締役会は15回開催され、法令及び「取締役会規程」に基づいて所要の事項の決議・報告並びに経営予算の進捗状況の確認等を行ったほか、取締役の業務執行について監督しました。また、社外取締役を含む取締役全員及び執行役員を交えて、当社グループの経営課題について議論を深めました。

⑥ 監査等委員会の監査の実効性の確保に関する取組の状況

- ・2016年3月の監査等委員会設置会社移行以降、監査等委員は、取締役として取締役会の決議に加わるとともに、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員が執行役員会、月次予決算会議、コンプライアンス会議等の重要な会議に出席したほか、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧しました。
- ・当期において、監査等委員会は13回開催され、監査方針及び監査計画の決定、監査基準等の策定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を行いました。
- ・監査等委員と代表取締役との意見交換を実施したほか、会計監査人との意見交換を隨時実施いたしました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のため内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施していくことを基本方針としておりました。

しかしながら、2024年12月24日公表の「ワイエス商事株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、公開買付者による当社の普通株式に対する公開買付け及びその後の一連の取引により、当社株式は上場廃止となる予定であること、また、2024年11月11日公表の「2024年12月期 期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の価格は、当連結会計年度の期末配当が行われないことを前提として総合的に判断・決定されていることを踏まえ、2024年11月11日開催の取締役会において期末配当を実施しないことを決議しております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	210,016	流 動 負 債	57,421
現 金 及 び 預 金	112,376	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	19,244
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	34,103	短 期 借 入 金	9,657
棚 卸 資 産	57,052	1年内返済予定の長期借入金	13,444
そ の 他	7,135	リ 一 ス 債 務	3,757
貸 倒 引 当 金	△650	未 払 法 人 税 等	2,879
固 定 資 産	33,985	未 賞 与 引 当 金	211
有 形 固 定 資 産	21,171	役 員 賞 与 引 当 金	1,244
建 物 及 び 構 築 物	4,691	株 式 報 酬 引 当 金	41
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	538	課 徴 金 引 当 金	753
工 具、器 具 及 び 備 品	320	そ の 他	518
リ 一 ス 資 產 産	15,281	固 定 負 債	5,669
そ の 他	339	長 期 借 入 金	102,505
無 形 固 定 資 産	9,665	一 斯 債 務	86,789
の れ ん	5,293	延 級 金 負 債	12,368
ソ フ ト ウ イ カ ア	1,447	退 職 給 付 に 係 る 負 債	574
ソ フ ト ウ カ ア 仮 勘 定	858	そ の 他	117
顧 客 関 連 資 產	2,037		2,654
そ の 他	28	負 債 合 計	159,926
投 資 そ の 他 の 資 産	3,148	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	1,084	株 主 資 本	61,553
差 入 保 証 金	1,050	資 本 金	2,646
繰 延 税 金	910	資 本 剰 余 金	6,150
そ の 他	102	利 益 剰 余 金	53,355
		自 己 株 式	△598
		その他の包括利益累計額	22,512
		その他有価証券評価差額金	37
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	27
		為 替 換 算 調 整 勘 定	22,447
		非 支 配 株 主 持 分	9
		純 資 産 合 計	84,075
資 产 合 计	244,002	負 債 及 び 純 資 産 合 計	244,002

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目			金額
売上原価	高		328,936
売上総利益	益		260,029
販売費及び一般管理費	益		68,906
営業外収益	益		62,636
受取利息及び配当金	益		6,270
持分法による投資利益	益		
受取保険金	他	2,232	
その他	他	24	
	他	219	
	他	109	
			2,587
業外費用	用		
支払利息	息	1,906	
投資事業組合運用損	損	10	
為替差	損	255	
その他	他	93	
			2,265
経常利益	益		6,591
特別利益	益		
固定資産売却益	益	6	
特別損失	失		
固定資産除売却損	損失	2	
減損損	失	4,617	
投資有価証券評価損	損	88	
事業構造改善費用	用	637	
課徴金引当金繰入額	額	504	
税金等調整前当期純利益	益		5,851
法人税、住民税及び事業税	税		746
法人税等調整額	額	2,721	
当期純損失	失	△846	
非支配株主に帰属する当期純損失	失		1,875
親会社株主に帰属する当期純損失	失		1,128
			7
			1,120

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,646	6,145	56,479	△1	65,270
当期変動額					
剰余金の配当			△2,003		△2,003
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,120		△1,120
自己株式の取得				△752	△752
自己株式の処分		4		155	159
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	4	△3,123	△597	△3,716
当期末残高	2,646	6,150	53,355	△598	61,553

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	25	△8	14,559	14,577	17	79,864
当期変動額						
剰余金の配当						△2,003
親会社株主に帰属する当期純損失						△1,120
自己株式の取得						△752
自己株式の処分						159
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11	35	7,887	7,935	△7	7,927
当期変動額合計	11	35	7,887	7,935	△7	4,210
当期末残高	37	27	22,447	22,512	9	84,075

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称 Wismettac フー ズ 株 式 会 社、Wismettac Asian Foods, Inc.、Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada)、NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.、NTC Wismettac Australia Pty Ltd、NTC Wismettac Europe B.V.、Wismettac Harro Foods Limited、慧思味達日本食品有限公司、SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH、COMPTOIRS DES 3 CAPS、COMPTOIRS OCEANIQUES、Interlock Investments Limited、Sco-Fro Group Limited、Wismettac EMEA Holdings Limited、Uniontrade S.p.A.、愛品盟果業貿易（上海）有限公司、Ban Choon Marketing Pte. Ltd.

なお、その他1社を新規設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、その他1社を清算したことにより、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

全ての関連会社に持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社数 2社

主要な関連会社の名称

SIM BA TRADING JOINT STOCK COMPANY

なお、その他1社の株式を取得したことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…………時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………主として移動平均法による原価法

なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産……………主として移動平均法による低価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)……………主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～40年

機械装置及び運搬具 2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年以内)に基づいて償却しております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(11年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき財務諸表を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則として全てのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

- ① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準第9号「金融商品」又は米国会計基準ASU第2016-13号「金融商品－信用損失」を適用し、金融資産について予想信用損失モデルによる減損を認識しております。
- ② 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役 員 賞 与 引 当 金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 株 式 報 酬 引 当 金……………役員、従業員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、株式報酬規程に基づき、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- ⑤ 課 徵 金 引 当 金……………過去に買収した在外連結子会社において、従業員の労働時間管理の不備及び貿易取引における作成書類の不備について当連結会計年度において当局に申告したことに伴い、今後課されると見込まれる課徴金額を引当金として計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、日本国内外の顧客に対して、アジア食グローバル事業においてはアジア食品・食材を、アグリ事業においては青果等を主として販売しております。

いずれの事業においても原則として、顧客に商品を引き渡した時点で商品販売契約にかかる履行義務が充足され、商品所有に伴うリスクと経済価値並びに商品の所有権は法的に顧客に移転し、顧客が商品に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。

ただし、アグリ事業における青果の国内販売については、顧客の立ち会いの有無にかかわらず顧客が指定の倉庫から自由に商品を引き取ることが可能な状況にすることが契約上の履行義務であり、当該履行義務を充足した時点で商品所有に伴うリスクと経済価値並びに商品の所有権は法的に顧客に移転し、顧客が商品に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。

履行義務の識別にあたっては、当社及び連結子会社が本人か代理人かの検討を行い、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で認識しております。

また、顧客によって設置された物流センターの利用料（センターフィー）等は顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

(5)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は主として確定拠出制度を採用しておりますが、一部の連結子会社において、確定給付制度を採用しております。当該確定給付制度においては、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、当連結会計年度における退職給付債務の見込額を用いた簡便法を適用しております。

(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。

なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フロー変動又は相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(8)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10～15年間の定額法により償却しております。

会計上の見積りに関する注記

Uniontrade S.p.A.及びUni Logistic S.r.l.のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	3,388 百万円
-----	-----------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

Uniontrade S.p.A.及びUni Logistic S.r.l.の買収時に認識したのれんについては、当連結会計年度における同社の経営成績が支配獲得時の事業計画に比して乖離があることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否の判定を行いました。

その結果、将来事業計画を基礎として見積もった割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失の認識は不要と判断しております。しかしながら、将来事業計画の達成可能性は、事業環境に影響を受けるため、見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

建物及び構築物	一百万円
---------	------

なお、担保に供している資産は全額減損処理を実施しております。

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

短期借入金	116百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 24,025百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び一部の連結子会社では、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行22行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出	38,909百万円
-------------	-----------

コミットメントの総額	
------------	--

借入実行残高	7,790百万円
--------	----------

差引額	31,118百万円
-----	-----------

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都中央区他	事業用資産	建物及び構築物	19
		機械装置及び運搬具	38
		工具、器具及び備品	28
		ソフトウェア	46
		その他	11
シンガポール	事業用資産	建物及び構築物	5
		機械装置及び運搬具	56
		工具、器具及び備品	5
		ソフトウェア	10
		その他	1
イタリア	事業用資産	建物及び構築物	204
		機械装置及び運搬具	137
		工具、器具及び備品	14
		ソフトウェア	12
		顧客関連資産	1,114
		その他	2
ドイツ	事業用資産	建物及び構築物	0
		機械装置及び運搬具	17
		工具、器具及び備品	14
		ソフトウェア	0
		のれん	1,716
		顧客関連資産	1,156
		その他	0

当社グループは、事業の種類を基礎に、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を識別し、資産のグルーピングを行い、遊休資産については個々にグルーピングを行っております。当連結会計年度において減損要否の判定を行い、投資額の回収が見込まれていない事業用資産について、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスあるいは見込めないため零としております。

2. 事業構造改善費用

当連結会計年度において、事業再編等の決定に伴い発生した損失637百万円を事業構造改善費用として計上しております。

その内訳は主に、アグリ事業の国内連結子会社及び在外連結子会社において発生した従業員退職に伴う退職金253百万円、アジア食グローバル事業の在外連結子会社において発生した従業員退職に伴う退職金251百万円であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 43,059,420株

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年2月29日 取締役会	普通株式	1,148百万円	80円	2023年12月31日	2024年3月13日
2024年8月13日 取締役会	普通株式	855百万円	60円	2024年6月30日	2024年9月17日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社及び一部の連結子会社は、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、現在は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資については、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、支払金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び金利通貨スワップ取引であります。デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、営業債権については、与信管理規程に従い、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての債権債務については、為替リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを実施し、また、一部の外貨建て債権債務については、為替の変動リスクに対して、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や限度額等を定めた社内管理規程に従っております。また、定期的に取引実績を、財務部門所管の役員に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び一部の連結子会社は、各部署からの報告等に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注）をご参照ください。）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	495	495	—
資産計	495	495	—
長期借入金（*2）	100,233	97,913	△2,320
負債計	100,233	97,913	△2,320
デリバティブ取引（*3）			
（1）ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	—
（2）ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,108)	(1,108)	—

（*1）「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて記載しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注） 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	589

これらについては「資産　投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	495	—	—	495
資産計	495	—	—	495
デリバティブ取引 (*1)				
通貨関連	—	16	—	16
金利通貨関連	—	1,092	—	1,092
負債計	—	1,109	—	1,109

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	97,913	—	97,913
負債計	—	97,913	—	97,913

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び金利通貨スワップの時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			連結損益計算書 合計
	アジア食グローバル 事業	アグリ事業	その他事業	
売上高				
日本	10,224	43,282	4,293	57,801
北米	186,661	—	—	186,661
欧州	61,473	—	—	61,473
その他	14,306	8,692	—	22,998
顧客との契約 から生じる収益	272,667	51,974	4,293	328,936
外部顧客への 売上高	272,667	51,974	4,293	328,936

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,965円95銭

1株当たり当期純損失 26円18銭

(注) 当社は、2024年7月1日付けで普通株式1株に対し普通株式3株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更について、2025年3月28日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 本株式併合を行う目的及び理由

2024年12月24日付「ワイエス商事株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2024年11月12日から同年12月23日までを買付け等の期間とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2024年12月27日をもって、当社株式8,878,987株を所有するに至りました。

本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。)を取得するに至らなかつたため、当社は、公開買付者からの要請により、2025年2月14日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするため、下記「2. 本株式併合の内容」に記載のとおり、当社株式3,053,100株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本定時株主総会に付議することといたしました。

2. 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類	当社普通株式
② 併合の比率	当社株式3,053,100株を1株に併合いたします。
③ 併合予定日	2025年4月25日
④ 減少する発行済株式総数	42,760,810株
⑤ 効力発生前における発行済株式総数	42,760,824株
⑥ 効力発生後における発行済株式総数	14株
⑦ 効力発生日における発行可能株式総数	56株

自己株式の消却

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

なお、当該自己株式の消却は、2025年3月28日開催予定の第78回定時株主総会において、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案が原案のとおり承認可決されることを条件としております。

1. 消却する株式の種類

当社普通株式

2. 消却する株式の数

本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部

3. 消却予定日

2025年4月25日

(ご参考) 2025年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を含む）	43,059,420株
------------------	-------------

自己株式数	298,596株
-------	----------

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 额	科 目	金 额
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)	
流 動 資 産		66,965	流 動 負 債	3,412
現 金 及 び 預 金		62,206	1年内返済予定の長期借入金	2,372
売 掛 金		273	未 払 金	248
未 収 入 金		3,879	未 払 法 人 税 等	33
そ の 他		606	賞 与 引 当 金	89
固 定 資 産		14,888	株 式 報 酬 引 当 金	283
有 形 固 定 資 産		55	そ の 他	386
建 物		38	固 定 負 債	74,698
工 具、器 具 及 び 備 品		16	長 期 借 入 金	71,746
無 形 固 定 資 産		1,562	繰 延 税 金 負 債	20
商 標 権		14	債 务 保 証 損 失 引 当 金	1,373
ソ フ ト ウ イ ア		1,289	そ の 他	1,559
ソ フ ト ウ イ ア 仮 勘 定		258	負 債 合 計	78,111
投 資 そ の 他 の 資 産		13,270	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券		104	株 主 資 本	3,696
関 係 会 社 株 式		2,269	資 本 金	2,646
関 係 会 社 出 資 金		100	資 本 剰 余 金	6,536
関 係 会 社 長 期 貸 付 金		12,984	資 本 準 備 金	3,015
差 入 保 証 金		505	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,520
そ の 他		23	利 益 剰 余 金	△4,887
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金		△2,716	利 益 準 備 金	25
			そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,912
			繰 越 利 益 剰 余 金	△4,912
			自 己 株 式	△598
			評 価 ・ 換 算 差 額 等	45
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	45
			純 資 産 合 計	3,741
資 産 合 計		81,853	負 債 及 び 純 資 産 合 計	81,853

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 (2024年1月1日から)
 (2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金額
売 上	高 価	4,890
売 上 原 価		147
売 上 総 利 益		4,742
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,046
営 業 利 益		1,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		259
そ の 他		19
		278
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		537
為 替 差 損		72
公 開 買 付 関 連 費 用		77
そ の 他		0
		688
経 常 利 益		1,286
特 別 利 益		—
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損		0
投 資 有 価 証 券 評 価 損		84
関 係 会 社 株 式 評 価 損		3,010
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額		1,373
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額		2,716
事 業 構 造 改 善 費 用		30
税 引 前 当 期 純 損 失		7,214
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		5,927
当 期 純 損 失		8
		5,936

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		利益準備金
		自己株式処分差益			
当期首残高	2,646	3,015	3,515	6,531	25
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純損失					
自己株式の取得					
自己株式の処分			4	4	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4	4	—
当期末残高	2,646	3,015	3,520	6,536	25

(単位：百万円)

利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	株主資本			評価・換算差額等		純資産 合計	
	自己 株式	株主資本 合計	その他の 有価証券 評価差額金	評価・換算差額等			
				△1	26		
				26	26		
当期首残高	3,026	3,051	△1	12,228	26	12,255	
当期変動額							
剰余金の配当	△2,003	△2,003		△2,003		△2,003	
当期純損失	△5,936	△5,936		△5,936		△5,936	
自己株式の取得			△752	△752		△752	
自己株式の処分			155	159		159	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				18	18	18	
当期変動額合計	△7,939	△7,939	△597	△8,532	18	18	
当期末残高	△4,912	△4,887	△598	3,696	45	3,741	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの..... 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等..... 移動平均法による原価法

なお、市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を実施しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

ただし、建物及び建物附属設備の一部については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 2~20年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 役 員 賞 与 引 当 金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 株 式 報 酬 引 当 金……………役員、従業員に対する将来の当社株式の交付等に備えるため、株式報酬規程に基づき、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 債務保証損失引当金……………連結子会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として連結子会社からの受取配当金及び経営指導料であります。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。経営指導料については、当社と連結子会社との間での取り決めに基づく経営指導等の役務を提供することが履行義務であり、契約期間を通じて当社の履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	836百万円
2. 保証債務 関係会社の金融機関等からの借入債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。なお、下記の金額は、債務保証額から債務保証損失引当金として計上した金額を控除しております。	
NTC Wismettac Europe B.V.	6,934百万円
Wismettac Harro Foods Limited	6,733百万円
NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd.	3,380百万円
SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH	123百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記されたものは除く)	
短期金銭債権	4,532百万円
短期金銭債務	130百万円
4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	500百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	500百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

　　営業取引による取引高

売上高	4,890百万円
出向者負担金受入額	167百万円
その他営業費用	60百万円
営業取引以外の取引高	148百万円

2. 事業構造改善費用

当事業年度において、事業再編等の決定に伴い発生した損失30百万円を事業構造改善費用として計上しており、その内訳は主に、システム開発中止にかかる費用15百万円、ウェブサイトの閉鎖にかかる費用11百万円であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	298,515株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	946百万円
関係会社貸倒引当金	831
税務上の繰越欠損金	633
債務保証損失引当金	420
減価償却費	227
長期未払金	142
資産除去債務	64
株式報酬引当金	54
賞与引当金	34
投資有価証券評価損	25
その他	41
繰延税金資産小計	3,423
評価性引当額	△3,423
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△20
繰延税金負債合計	△20
繰延税金資産(負債)の純額	△20

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.6
出向者負担金	0.0
評価性引当額の増減	△41.9
株式報酬	△0.1
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.1

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Wismettac フーズ株式会社	所有 直接100%	役員の兼任、 資金貸借関係、 経営指導等	貸付金の回収(注1)(注5) 利息の受取(注1) 経営指導料等(注2) システム利用料の受取(注2) 債権の譲受(注3)	773 76 981 379 3,728	関係会社 短期貸付金 未収利息 売掛金 未収入金 —	8,291 6 87 50 —
子会社	Wismettac Asian Foods, Inc.	所有 直接100%	役員の兼任、 経営指導等	経営指導料等(注2) 債権の譲受(注3)	1,166 —	売掛金 未収入金	32 1,355
子会社	NTC Wismettac Singapore Pte.Ltd.	所有 直接100%	役員の兼任、 経営指導等、 債務保証	経営指導料等(注2) 債務保証(注4)(注6) 保証料の受取(注4)	15 3,903 2	— — 前受金	— — 4
子会社	Ban Choon Marketing Pte. Ltd.	所有 間接100%	役員の兼任、 経営指導等、 債務保証	経営指導料等(注2) 債務保証(注4)(注6)	30 850	売掛金 —	30 —
子会社	NTC Wismettac Australia Pty Ltd	所有 直接100%	役員の兼任、 経営指導等	経営指導料等(注2) 債権の譲受(注3) 増資の引受(注7)	18 — 1,004	売掛金 未収入金 —	18 1,244 —
子会社	NTC Wismettac Europe B.V.	所有 間接100%	役員の兼任、 資金貸借関係、 経営指導等、 債務保証	資金の貸付(注1)(注5) 利息の受取(注1) 経営指導料等(注2) 債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	— 37 20 6,934 6	関係会社 長期貸付金 未収利息 — 未収入金	3,212 12 — — 2
子会社	Wismettac Harro Foods Limited	所有 間接100%	役員の兼任、 経営指導等、 債務保証	経営指導料等(注2) 債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	33 6,733 6	売掛金 — 未収入金	33 — 2
子会社	SSP Konsumgüter TRADE & CONSULT GmbH	所有 間接100%	役員の兼任、 資金貸借関係、 経営指導等、 債務保証	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1) 経営指導料等(注2) 債務保証(注4) 保証料の受取(注4)	— 14 20 123 0	関係会社 長期貸付金 未収利息 売掛金 — 未収入金	1,279 4 20 — 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しており、取引金額については、資金の貸付残高の純増減額を記載しております。
- (注2) 取引金額等については、業務内容を勘案し、両者協議の上、決定しております。
- (注3) 債権の譲受については、Wismettac フーズ株式会社との間で基本契約を締結し、Wismettac フーズ株式会社が当社子会社に対して保有していた売上債権を譲り受けたものです。
- (注4) 銀行借入に対し、債務保証を行っております。保証料は、市場相場を勘案して合理的に決定しております。
- (注5) 貸付金に対し、合計2,716百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計2,716百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失として計上しております。
- (注6) 債務保証に対し、合計1,373百万円の債務保証損失引当金を計上しております。また、当事業年度において合計1,373百万円の債務保証損失引当金繰入額を特別損失として計上しております。
- (注7) 増資の引受けは、NTC Wismettac Australia Pty Ltdが行った増資を引き受けたものであります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	87円50銭
1株当たり当期純損失	138円74銭

(注) 当社は、2024年7月1日付けで普通株式1株に対し普通株式3株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

重要な後発事象に関する注記

「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更」及び「自己株式の消却」につきましては、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣瀬美智代
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松永啓介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西本Wismettacホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

西本Wismettacホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣瀬美智代
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松永啓介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西本Wismettacホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、会社及び重要な子会社（Wismettac Asian Foods, Inc., Wismettacフーズ株式会社）について重要な会議における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、その他の子会社については、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

西本Wismettacホールディングス株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 西川敏之 印
監査等委員 能見公一 印
監査等委員 大村由紀子 印

(注) 監査等委員能見公一及び大村由紀子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

2024年11月11日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、ワイエス商事株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年11月11日に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募株式（注1）を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

（注1）「本不応募株式」とは、当社の代表取締役会長CEOかつ当社の第二位株主である洲崎良朗氏（所有株式数：8,204,100株、所有割合（注3）：19.19%）、洲崎良朗氏がその議決権総数の3分の2超を所有する資産管理会社であり、当社の主要株主かつ筆頭株主である多津巳産業株式会社（以下「多津巳産業」といいます。）（所有株式数：18,707,220株、所有割合：43.75%）及び洲崎良朗氏が代表理事を務め、当社の第三位株主である公益財団法人洲崎福祉財団（以下「洲崎福祉財団」といいます。）（所有株式数：3,900,000株、所有割合：9.12%）（以下、洲崎良朗氏、多津巳産業及び洲崎福祉財団を総称して「本不応募合意株主」といいます。）それぞれが所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：30,811,320株、所有割合の合計：72.05%）をいいます。以下同じです。

（注2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

（注3）「所有割合」とは、当社が2024年11月11日に公表した「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数（43,059,420株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（298,325株）を控除した株式数（42,761,095株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下、所有割合の記載について同じです。

そして、2024年12月24日付「ワイエス商事株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」（以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2024年11月12日から同年12月23日までを買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする本公開買付けを行い、その結果、本公開買付けの決済の開始日である2024年12月27日をもって、当社株式8,878,987株（所有割合：20.76%）を所有するに至りました。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」にてお知らせ

いたしましたとおり、2024年8月5日、洲崎良朗氏から意向表明書を受領しました。

当社は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、2024年8月5日に、当社、公開買付者及び本不応募合意株主から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、2024年8月16日にファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。また、当社は、2024年8月13日開催の取締役会において、本取引に係る提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置することを決議し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。本特別委員会は、2024年8月28日に、当社、公開買付者及び本不応募合意株主からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのプルータス・コンサルティングの選任、並びにリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任をそれぞれ承認しております。その上で、当社は、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、西村あさひ及びプルータス・コンサルティングの助言を受けながら、本取引の実行の是非及び取引条件に関して公開買付者との間で複数回にわたる協議・交渉を行いました。

本公開買付価格については、2024年10月11日付で、公開買付者より本公開買付価格を1,750円とする旨の第1回提案を書面にて受領したものの、当該提案価格は当社の少数株主の利益に十分配慮したものとはいえないとして、2024年10月15日に、本公開買付価格の再考を要請しました。その後、本特別委員会は、公開買付者より、2024年10月23日に、本公開買付価格を1,800円とする旨の第2回提案を書面にて受領いたしましたが、当該提案に係る本公開買付価格についても、依然として当社の少数株主の利益に十分に配慮したものとはいえないとして、2024年10月24日に、本公開買付価格の再考を要請しました。その後、公開買付者より、2024年10月31日に、本公開買付価格を1,880円とする旨の第3回提案を書面にて受領いたしましたが、当該提案に係る本公開買付価格においても、相応のプレミアム水準での提案である点は評価したものの、当社の本源的な株主価値を勘案し、2024年11月1日に、本公開買付価格の再考を要請しました。かかる要請に対し、公開買付者より、2024年11月6日に、本公開買付価格を1,930円とする旨の第4回提案を書面にて受領いたしました。これに対して、本特別委員会は、2024年11月6日に、公開買付者に対して、当社取締役会で承認されることを条件として、かかる提案に応諾する旨回答いたしました。

以上の交渉過程において、本特別委員会が、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるプルータス・コンサルティングを通じて、公開買付者との間で協議・交渉を行ったところ、その際には、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるプルータス・コンサルティングは、事前に本特別委員会において審議の上で決定した再提案要請の方法、具体的な再提案要請の内容、公開買付者又はそのアドバイザーとの間でコミュニケーションを取る場合にはその内容等の交渉方針に従って対応を行っており、また、公開買付者から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行いました。

そして、上記のとおり、公開買付者との間で本公開買付価格を1,930円とする旨の実質的な合意に至ったことを受け、本特別委員会は、当社がプルータス・コンサルティングから提出を受けた当社の株式価値の算定結果に関する2024年11月8日付株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容も考慮した上で、2024年11月8日付答申書（以下「本答申書」といいます。）を作成し、当社は、2024年11月11日、本特別委員会から本答申書の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。

以上の経緯のもとで、当社は、2024年11月11日開催の当社取締役会において、西村あさひから受けた法的助言、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及びプルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、本取引は当社、連結子会社24社及び持分法適用会社2社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

- (a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、世界における日本食・アジア食市場は地理的に急速に拡がり、消費者が日本食・アジア食に求めるニーズも多様化していることで、結果として販路も多様化しております。加えて、テクノロジーの急速な発展は当社の事業に大きな変化をもたらすものと考えております。また、世界的な政治状況・経済状況の不安定化や気候変動リスクの高まりは食のサプライチェーンに広範な影響を与え、世界経済の変化や地政学的リスクの高まりにより為替変動のリスクが高まった他、賃金、原材料、運賃等の当社の事業に関わる様々なコストが世界的に想定以上に上昇・高止まりしております。日本国内においては、人口減少、食の多様化、消費者嗜好の変化及び為替の影響等により輸入食品市場での消費活動が停滞傾向にあり、当該傾向は今後も継続するものと考えております。当社は創業以来、グローバルに展開する44の拠点において、日本食・アジア食を中心とした様々な食品・食材を世界から世界へクロスボーダーで商品企画・生産・在庫・販売・分荷配達する当社独自の一気通貫可能なサプライチ

エーンを活用して高付加価値な商材を顧客に提供するビジネスモデルを構築し、今日まで事業を展開してまいりましたが、現在の事業環境の下、より高度で持続的な成長と高い収益力の実現を図るために、これまで以上に積極的かつ迅速・確実に様々な施策を実行することが必須であるとの考えに至りました。

- (b) 他方で、洲崎良朗氏は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、(a) 主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資、(b) 高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化、(c) 各種人事制度の見直し、(d) 強靭かつ効率的なサプライチェーンの構築、(e) アグリ事業の収益基盤の強化、といった施策を想定しているとのことであり、当社は、いずれの施策も、当社の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべきものであると認識しております。
- (c) しかしながら、これらの施策を実行した際には、多額の投資が一定期間先行して必要となり、中長期的には当社の企業価値向上が期待できるものの、短期的には利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等を招くリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、当社の株価の下落を招き、当社の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えております。他方で、上記のとおり、当社を取り巻く事業環境に鑑みると、これらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的には当社の競争力・収益力を弱めることに繋がるものと考えております。
- 当社としても、当社の株主の皆様に対して短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、当社株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくことが、当社の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断いたしました。
- (d) なお、上場企業の株式が非公開化されることによって資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上を通じた人材確保、お取引先様をはじめとするステークホルダーに影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると当面の間エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込まれていないこと、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されること、さらには、一定のブランド力やお取引先様に対する信用力は既に確保できていること等を踏まえると、非公開化のデメリットは限定的であると考えております。

したがって、当社取締役会は、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。以上を踏まえ、当社取締役会は、2024年11月11日付で、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することは、当社の企業価値向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保に資するものであると判断いたしました。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格（1,930円）は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載されているプルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回っており、また、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の範囲内であること
- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月8日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,336円に対して44.46%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、2024年11月8日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）1,334円に対して44.68%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,369円に対して40.98%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,409円に対して36.98%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本公開買付けと同種の公開買付け事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降に公表された、特別関係者を含む公開買付者が公開買付け実施前に所有する対象会社の株式に係る議決権数が対象会社の総株主の議決権数の3分の2を超えている公開買付け事例26件。但し、不成立となった事例を除き、2024年8月31日までに公表された案件に限ります。）におけるプレミアム水準の中央値（それぞれ公表日の前営業日の株価に対して中央値37.22%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値37.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値36.89%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値33.72%。）を上回る水準であることから、総じて、他の類似事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること
- (c) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置がとられていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (d) 上記利益相反を解消するための措置がとられた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、独立社外取締役で構成される本特別委員会を組成しこれに買付者との交渉権を付与し、本特別委員会によつて、プルータス・コンサルティングによる本株式価値算定書の内容や西村あさひによる本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株当たり1,750円）よりも、1株当たり180円（10.29%）引き上げられた価格で提案された価格であること
- (e) 下記「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(4)

本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格は少数株主にとって不利益ではない水準に達している旨の意見を述べていること

なお、当社の2024年5月15日付で公表した「2024年12月期 連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は2024年12月期の連結業績予想の下方修正（以下「本下方修正」といいます。）を行っておりますが、本下方修正は、2024年12月期第1四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、2024年8月5日に洲崎良朗氏から意向表明書を受領する前に公表したものであることからも、本取引とは無関係の要因によるものであり、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で本下方修正を策定及び公表したものではないため、プルータス・コンサルティングによる本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載の市場株価法の算定にあたり、本下方修正の公表日である2024年5月15日以降の当社株式の株価も考慮の対象とすること自体に問題はないと考えております。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2024年11月11日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項」の「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得するにいたらなかったため、当社は、公開買付者からの要請により、2025年2月14日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするため、下記「2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容」に記載のとおり、当社株式3,053,100株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本定時株主総会に付議することいたしました。

なお、本株式併合にあたり、公開買付者は、当社株式の上場廃止後、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、本不応募合意株主との間で当社株式についての消費貸借契約を締結し、各本不応募合意株主がそれぞれ所有する当社株式の一部を無償で借り受ける（その他の条件は未定とのことです。）ことを合意しているところです。

また、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本取引の経緯の詳細につきましては、本意見表明プレスリリース及び本公開買付け結果プレスリリースも併

せてご参考ください。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容

(1) 併合の割合

当社株式3,053,100株を1株に併合いたします。

(2) 本株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2025年4月25日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

56株

3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について3,053,100株を1株に併合するものです。上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとする目的として行われるものであり、同記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び本不応募合意株主以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する株主の皆様に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当社株式（以

下「本端数合計株式」といいます。)を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当社は、当社株式が2025年4月23日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、並びに本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとし、当社株式を非公開化することを目的とした一連の本取引のために行われるものであり、かかる目的との関係では公開買付者が本端数合計株式の買受人となるのが整合的であること等を踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年4月24日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,930円を乗じた金額に相当する金額が、各株主の皆様に交付されることとなるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

② 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名

ワイエス商事株式会社（公開買付者）

③ 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三井住友銀行からの借入（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定していたところ、当社は、本銀行融資に関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本端数合計株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、本端数合計株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本端数合計株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年5月中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本端数合計株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年6月中旬を目途に、当該当社株式を公開買付者に売

却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2025年7月下旬を目途に、当該代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合と同様に完全子会社化手続の一環として行われる株式併合の他社事例における裁判所に許可を求める申立て、裁判所の許可の取得及び当該売却に係る代金を交付するために要する期間、当社のために当該売却に係る代金の交付を行う当社の株主名簿管理人との協議、並びに公開買付者による当該売却に係る代金の支払いのための資金の準備状況及び確保手段を踏まえて、上記のとおり、それぞれの時期に、本端数合計株式の売却が行われる見込みであり、また、当該売却により得られた代金の株主への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年4月24日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。但し、配当金のお受取方法を証券会社口座でご指定いただいている株主の皆様（株式数比例配分方式）は、ゆうちょ銀行窓口等において現金でのお受取りとなります

(3) 端数処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様に交付されることが見込まれる金銭の額は、上記「(2) 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項」の「①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2025年4月24日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,930円を乗じた金額となる予定です。

当社は、以下の点を考慮した結果、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②算定の概要」に記載されているプルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果の上限を上回っており、また、DCF法に基づく算定結果の範囲内であること
- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年11月8日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,336円に対して44.46%、2024年11月8日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,334円に対して44.68%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,369円に対して40.98%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,409円に対して36.98%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本公開買付けと同種の公開買付け事例（経済産業省がM&A指針を公表した2019年6月28日以降に公表された、特別関係者を含む公開買付者が公開買付け実施前に所有する対象会社の株式に係る議決権数が対象会社の総株主の議決権数の3分の2を超えている公開買付け事例26件。但し、不成立となった事例を除き、2024年8月31日までに公表された案件に限ります。）におけるプレミアム水準の中央値（それぞれ公表日の前営業日の株価に対して中央値37.22%、公表

日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値37.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値36.89%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値33.72%。)を上回る水準であることから、総じて、他の類似事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること

- (c) 本公開買付価格の決定に際しては、下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置がとられていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (d) 上記利益相反を解消するための措置がとられた上で、当社と公開買付者の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、より具体的には、独立社外取締役で構成される本特別委員会を組成しこれに買付者との交渉権を付与し、本特別委員会によって、プルータス・コンサルティングによる本株式価値算定書の内容や西村あさひによる本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額（1株当たり1,750円）よりも、1株当たり180円（10.29%）引き上げられた価格で提案された価格であること
- (e) 下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、本公開買付価格は少数株主にとって不利益ではない水準に達している旨の意見を述べていること

なお、当社の2024年5月15日付で公表した「2024年12月期 連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は本下方修正を行っておりますが、本下方修正は、2024年12月期第1四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、2024年8月5日に洲崎良朗氏から意向表明書を受領する前に公表したものであることからも、本取引とは無関係の要因によるものであり、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で本下方修正を策定及び公表したものではないため、プルータス・コンサルティングによる本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載の市場株価法の算定にあたり、本下方修正の公表日である2024年5月15日以降の当社株式の株価も考慮の対象とすること自体に問題はないと考えております。

また、当社は、2024年11月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、2025年2月14日開催の取締役会に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任し、当社株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2024年11月8日付で本株式価値算定書を受領しております。なお、当社は、本「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、プルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。本株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」をご参照ください。

プルータス・コンサルティングは、公開買付者、当社及び本不応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、プルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないこと、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができるることを、第1回の本特別委員会において確認しております。

② 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理

由」に記載のとおり、当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引において手続の公正性を担保するために講じるべき措置、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、西村あさひは、当社、公開買付者及び本不応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公司買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。西村あさひは当社にとって顧問法律事務所ではありますが、当社が西村あさひに法的助言の対価として支払った金額は当社の社外役員の独立性の基準を下回る少額のものであり、西村あさひの本取引に関する法的助言の公正性に疑いを抱かせる金額ではなく、西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず時間単位の報酬のみとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておらず、本取引の成否にも重要な利害を有しません。また、西村あさひは当社に限らず多数の依頼者に対してリーガル・サービスを提供する外部の法律事務所であり、当社も西村あさひの依頼者の一つとして西村あさひの取扱分野や専門性を踏まえて当社の事業や経営判断に関し法律相談を継続的に依頼し、外部の法律専門家として法的助言を受けるために法律顧問契約を締結しているものであって、かかる法律顧問契約を締結していることをもって当社からの独立性は害されません。西村あさひは当社から独立したリーガル・アドバイザーとして本取引に関する法的助言を行うものであることから、西村あさひの当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否からの独立性に問題はないとの判断しております。

また、本特別委員会は、当社が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないこと、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、第1回の本特別委員会において確認しております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本公司買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反の問題が類型的に存在すること等に鑑み、本公司買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2024年8月13日開催の当社取締役会決議に基づき、当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置いたしました。本特別委員会の委員としては、当社の独立社外取締役から成る委員（当社の独立社外取締役である能見公一氏、大村由紀子氏及び新井一氏の3名）を選定しております。なお、当社は、当初から当該3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされ、当該報酬には、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）、(ii) 本取引の条件の妥当性、(iii) 本取引に係る手続の公正性、(iv) 当社取締役会が本公司買付けに賛同意見を表明すること及び当社株主

に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(v) 当社取締役会における本取引についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、かかる(i)乃至(v)の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しております。

また、当社は、上記取締役会決議において、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当該取引条件による本取引に賛同しないものとする旨を決議しております。併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザーその他のアドバイザー（以下「アドバイザー等」といいます。）を承認（事後承認を含みます。）した上で、本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、当該アドバイザー等から専門的助言若しくは説明を受ける権限、又は、独自のアドバイザー等を選任した上で当該アドバイザー等から専門的助言を受ける権限（この場合の費用は当社が負担します。）、(b) 適切な判断を確保するために、当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、並びに(c) 必要に応じて、本取引の条件等の交渉を行う権限（なお、本特別委員会が、本取引の条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、当社は当該状況が確保されるよう協力いたします。）をそれぞれ付与しております。

本特別委員会は、2024年8月28日より同年11月8日まで合計8回、合計約8時間にわたって開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年8月28日、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのプルータス・コンサルティングの選任並びに当社のリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任を、それぞれ承認しております。また、本特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、実際にこれらの専門的助言を隨時受領しております。

その上で、本特別委員会は、西村あさひ及びプルータス・コンサルティングから受けた説明を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。

本特別委員会は、当社から、当社の事業の内容、外部環境、現在の経営課題、プルータス・コンサルティングによる株式価値算定の前提とした当社作成の本事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容、公開買付者が本取引を検討するに至った経緯、公開買付者の提案内容等に関する事項等に関する事項の説明を受け、質疑応答を実施しております。また、公開買付者から、本取引の背景・意義・目的、本取引により想定される影響、本取引のストラクチャー・条件、本取引後の当社の経営体制・経営方針について説明を受け、質疑応答を実施しております。さらに、公開買付者と当社との間における本取引に係る協議・交渉について、当社からその経緯及び内容等につき適時に報告を

受けるだけでなく、本特別委員会における協議、公開買付者との本取引に係る面談及び質疑応答、並びに公開買付者に対する本公開買付価格の増額の要請を実施する等、本公開買付価格について公開買付者から1,930円という最終的な提案を受けるに至るまで、およそ3ヶ月の間、複数回にわたり当社に意見や助言をする等して、公開買付者との交渉過程に直接かつ実質的に関与しております。加えて、プルータス・コンサルティングから当社株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受け、当該算定方法の前提、内容及び結果等について財務的見地から質疑応答を行い、その合理性を検証した他、西村あさひから本取引において利益相反を軽減又は防止するために採られている措置及び本取引に関する説明を受け、公正性担保措置の一般的意義・概念及び本取引における当該措置の十分性等に関して質疑応答を行うとともに、当社から本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、公開買付者から提案された本公開買付価格が、当社が実現し得る本源的価値が適切に反映されているか等についての質疑応答を実施しております。これらの内容を踏まえ、本特別委員会は本諮問事項について慎重に協議・検討を行っております。

また、本特別委員会は、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリース及び意見表明報告書の各ドラフト、公開買付者が提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書のドラフトの内容について、西村あさひ及びプルータス・コンサルティングの説明を受け、公開買付者及び当社が、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの助言を得て充実した情報開示を行う予定であることを確認しております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2024年11月11日、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本諮問事項についての本答申書を提出しております。

(i) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含みます。）

本特別委員会が当社及び公開買付者から受けた説明並びに本特別委員会に提出された資料を踏まえると、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の本取引に至る背景となる当社グループの事業内容・事業環境については、当社グループの属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容や当社取締役会の理解とも整合すると考えられる。

また、当社グループの事業内容・事業環境を踏まえ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の本取引後に講じられることが具体的に想定される各施策は、当社グループの現在の事業内容及び事業環境を前提とした合理的なものであり、当社における将来の中長期的な企業価値の向上のための施策として、評価し得るものであると考えられる。

すなわち、当社は創業以来、グローバルに展開する44の拠点において、日本食・アジア食を中心とした様々な食品・食材を世界から世界へクロスボーダーで商品企画・生産・在庫・販売・分荷配

送する当社独自の一気通貫可能なサプライチェーンを活用して高付加価値な商材を顧客に提供するビジネスモデルを構築し、今まで事業を展開してきたが、現在の事業環境の下、より高度で持続的な成長と高い収益力の実現を図るためにには、これまで以上に積極的かつ迅速・確実に各種施策を実行することが必須であるとの当社の判断は是認できる。

他方で、かかる経営課題に対し、洲崎良朗氏は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、本取引実行後に、①主力のアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資、②高度なデジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化、③各種人事制度の見直し、④強靭かつ効率的なサプライチェーンの構築、⑤アグリ事業の収益基盤の強化という施策を実施することを企図している。当社、公開買付者及び洲崎良朗氏から受けた説明等を踏まえて検討した結果、①については、当社の主力であるアジア食グローバル事業における積極的な拡充投資を通じて、従来はカバーできていなかった地域の日本食レストランや小売店等を含め、より迅速かつ正確な配送を低コストで実現し、顧客満足度の向上の実現が期待できること、②デジタル化・AI化投資による業務プロセスの合理化により、商品開発や取扱商品種類の増加等、顧客への付加価値創出に専念でき、またデータに基づいて判断を行う価値創出が推進できること、③各種人事制度の見直しにより、民族的な差異を排除する無民族化を目的とした多民族化や、組織の活性化が期待されること、④強靭かつ効率的なサプライチェーンの構築は、最適な物流網・在庫水準の実現に加え、地政学的リスクや気候変動リスクの高まりを踏まえても重要性が高いこと、⑤生産・販売の質と量を適正管理することによるアグリ事業の収益基盤の強化により、同事業の利益最大化が図れると考えられることから、いずれの施策も、当社の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべきものであると認められる。

しかしながら、これらの施策を実行した際には、多額の投資が一定期間先行して必要となるため、中長期的には当社の企業価値向上が期待できるものの、短期的には利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等を招くリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、当社の株価の下落を招き、当社の株主が短期的には悪影響を被る可能性も否定できないと考えられる。他方で、上記のとおり、当社を取り巻く事業環境に鑑みると、これらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的には当社の競争力・収益力を弱めることに繋がるものと考えられる。

以上を踏まえ、当社の株主に対して、短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、当社株式を非公開化することで、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、かつ、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする株主と経営陣を一体化させた上で上記施策を迅速かつ積極的に実行していくために、本取引を実施して当社株式を非公開化するという手法には、当社の企業価値向上を実現する観点から合理性があると考えられる。

なお、上場企業の株式の非公開化による影響として、資本市場からのエクイティ・ファイナンス

による資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として享受してきた社会的な信用力や知名度の向上を通じた人材確保、取引先をはじめとするステークホルダーに影響を及ぼすといった悪影響が生じる可能性が一般的には考えられる。しかしながら、当社の現在の財務状況に鑑みると、当面の間エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は見込まれていないこと、金融機関との長期的な取引により良好な関係を築けており、また昨今の良好な資金調達環境を鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが想定されること、さらには、一定のブランド力や取引先に対する信用力は既に確保できていること等を踏まえると、非公開化のデメリットは限定的であると考えられる。したがって、本特別委員会は、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るものと判断する。

これらの検討内容を踏まえると、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと認められ、その目的は合理性を有するものであると考えられる。

(ii) 本取引の条件の妥当性

以下のとおり、本公開買付価格は公正かつ妥当なものであり、その決定過程に不合理な点は見当たらない。その他の取引条件についても当社の少数株主に不利益となる事情は認められないことから、本取引の条件は妥当なものであると考えられる。

- (a) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付価格は、当社のアドバイザーの助言を踏まえて、本特別委員会と公開買付者との間の真摯な価格交渉の結果決定されており、また、3回にわたる価額の引上げの要請が行われ、実際に本公開買付価格が1,750円から1,930円までに引き上げられており、これらの本特別委員会と公開買付者との本公開買付価格の交渉に係る経緯には、不合理な点は認められないことから、本特別委員会と公開買付者との取引条件に関する協議・交渉過程は、独立した当事者間の交渉と認められる公正なものであり、当社の企業価値を高めつつ当社の少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと認められるこ^と。
- (b) 当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対して、当社株式の価値の算定を依頼し、2024年11月8日付で本株式価値算定書を取得しており、本株式価値算定書の基礎とした本事業計画については、下記（iii）「本取引に係る手続の公正性」に記載のとおり、プルータス・コンサルティングからの説明を踏まえ、本特別委員会においても、本事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、合理性に係る検討及び確認を行い、承認したものであり、また、本特別委員会は、本株式価値算定書の内容を検討するとともに、プルータス・コンサルティングから、本株式価値算定書の

内容について説明を受けた結果、上記の各手法は、いずれも現在の実務に照らして一般的かつ合理的な手法であると考えられ、その算定の内容についても現在の実務に照らして一般的かつ合理的なものであると考えられ、本株式価値算定書に準拠できると考えられること。

- (c) 本公司買付価格は、本答申書作成日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,336円に対して44.46%、本答申書作成日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,334円に対して44.68%、過去3ヶ月間の終値単純平均値1,369円に対して40.98%、過去6ヶ月間の終値単純平均値1,409円に対して36.98%のプレミアムがそれぞれ加算されており、本公司買付けと同種の公開買付け事例（経済産業省がM&A指針を公表した2019年6月28日以降に公表された、特別関係者を含む公開買付者が公開買付け実施前に所有する対象会社の株式に係る議決権数が対象会社の総株主の議決権数の3分の2を超えている公開買付け事例26件。但し、不成立となった事例を除き、2024年8月31日までに公表された案件に限る。）におけるプレミアム水準の中央値（それぞれ公表日の前営業日の株価に対して中央値37.22%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値37.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値36.89%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して中央値33.72%。）を上回る水準であることから、総じて、他の類似事例と比べても遜色ないプレミアム水準が確保されており、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること。
- (d) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公司買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公司買付けの概要」に記載の当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の方法は、本取引のような完全子会社化の取引において一般的に採用されている会社法第180条に基づく株式併合により行われる予定であり、本取引の方法として妥当であると考えられ、また、本スクイーズアウト手続の条件についても、本公司買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であるところ、本スクイーズアウト手続は、本公司買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられること。
- (e) 公開買付者は、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者を吸収合併消滅会社、当社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施し、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを予定しているとのことであり、本合併に関する具体的な日程等の詳細については未定とのことであるが、本合併の実施が、他の類似事例と比較して、当社の少数株主にとって不利益となり得る特段の事情は認められず、また、公開買付者は、本公司買付けが成立した場合、本公司買付けを含む本取引に要する資金を、本銀行融資により賄うことを予定しており、本銀行融資に係る融資契約では、本スクイーズアウト手続を通じて当社の株主が公開買付者及び本不応募合意株主のみとなった後、本銀行融資に関して、当社を公開買付者の連帯保証人とする予定とのことであるが、当社の本事業計画等に鑑みれば今後も継続して安定した収益が見込まれること等を踏まえると、本銀行融資により当社グループの企業価値に重大な

悪影響を与えるような財務状況の悪化が生じるものとは認められないこと。

(iii) 本取引に係る手続の公正性

以下のとおり、本取引においてはM&A指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらないため、本取引の手続の公正性は確保されていると考えられる。

- (a) ①本取引においては、取引条件の形成過程の初期段階から全般にわたって、本特別委員会が関与していたことが認められること、②本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであることが認められること、③本特別委員会については、本特別委員会の設置、権限、職責、委員の選定及び報酬の決定の各過程において、当社の独立社外取締役が主体性を持って実質的に関与する体制が確保されていたことが認められること、④本特別委員会は、公開買付者との間の取引条件に関する交渉過程に、当社取締役会を通じて直接かつ実質的に関与してきたことが認められること、⑤本特別委員会においては、当社の企業価値の向上の観点及び少数株主の利益を図る観点から、本取引に関する検討過程において適時に各アドバイザーの専門的な助言・意見等を取得し、本取引の是非、本公開買付価格をはじめとする本取引の条件の妥当性、本取引における手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行う体制が確保されていたと認められること、⑥本特別委員会が非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる体制を整備していることが認められること、⑦本取引の検討について本特別委員会に求められる役割を適切に果たすための特別の報酬が、元々支払いが予定されていた役員報酬とは別に、本取引の成否と関係なく支払われることとなっていることを踏まえると、本特別委員会の委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ本取引の成否から独立した立場から判断を行うための環境が整えられていることが認められること、⑧本取引については取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていることが認められること、⑨本取引の検討・交渉に際しては、公開買付者から独立した社内検討体制、及び利害関係を有する取締役を本取引の検討・交渉に関与させない体制が整備されていたことが認められることから、本取引の検討に際しては、特別委員会の実効性を高める工夫に関するM&A指針の指摘事項に配慮した上で、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められること。
- (b) 本取引においては、当社は、①当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、本取引の検討の初期段階から、必要な法的助言を受けていたことが認められ、また、②当社、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任し、当社株式の価値算定、公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2024年11月8日付で本株式価値算定書を受領しており、これに基づき判断を行っていることに加え、公開買付者と

の間の価格交渉等においては、適時、プルータス・コンサルティングの助言及び補助を得ており、かつ、西村あさひ及びプルータス・コンサルティングの公開買付者及び本公開買付けの成否からの独立性に問題はないとの認められること。

- (c) 本取引においては、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されていることが認められ、他方で、本取引においては、積極的なマーケット・チェックは実施されていないものの、情報管理の観点に加え、公開買付者及び本不応募合意株主が併せて当社の総株主の議決権の3分の2以上を保有しており、かつ、対抗的提案者による対抗提案があった場合であっても、当社株式を売却する意向を有していることは窺われないことからすれば、積極的なマーケット・チェックを行う意義は乏しいということができるから、これを実施しなくとも、本取引の公正性が阻害されるおそれは低いと考えられること。
 - (d) 本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限は設定されていないものの、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定とし、かえって本公開買付けにより当社株式の売却を検討したい少数株主に対して売却の機会が提供されず、当該株主の利益に資さない可能性があること、また、公開買付者及び当社において他に十分な公正性担保措置を講じていていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされており、本公開買付けにおいてマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定がなされていないことは、本公開買付けの手続の公正性を損なうものではないと考えられること。
 - (e) 特別委員会に関する情報、株式価値算定書に関する情報及びその他の情報が開示される予定であり、M&A指針が開示を求める情報は十分に開示されるものと認められること。
 - (f) 本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされているといえ、手続の公正性の確保に資する対応が採られていると考えられること。
- (iv) 当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非
上記(i)乃至(iii)の検討のとおり、本取引の目的は合理的を有すると考えられること、本取引条件は妥当であると考えられること、及び本取引に係る手続は公正なものであると考えられることからすると、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。
- (v) 当社取締役会における本取引についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものではないか
上記(i)乃至(iv)の検討のとおり、本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、西村あさひから受けた法的助言、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値の向上が見込まれるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2024年11月11日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（洲崎良朗氏を除く6名）の全員一致で、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の代表取締役会長CEOである洲崎良朗氏は、公開買付者の代表取締役及び当社の大株主であることから、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、特別利害関係取締役として、上記取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した当社取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、洲崎良朗氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、上記「④当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の2024年11月11日開催の取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者及び当社との協議並びに交渉にも一切参加しておりません。当該検討体制は、全て公開買付者及び本不応募合意株主並びに本取引の成否から独立性の認められる役職員のみ（取締役である佐々祐史氏及び新開裕之氏を含みます。）で構成することとし、2024年11月11日に至るまでかかる取扱いを継続しております。

また、かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（当社の株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等の高い独立性が求められる職務を含みます。）は西村あさひの助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と設定しているとのことです。このように公開買付期間を法定最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、2025年4月25日付で、本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合は、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は56株に減少することになります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は14株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている単元株式数に関する定めを廃止するため、定款第7条（単元株）及び第8条（単元未満株式についての権利）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、ワイエス商事株式会社、多津巳産業株式会社、洲崎良朗、公益財団法人洲崎福祉財団の4名となり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本定時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生予定期日である2025年4月25日に効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社が発行することのできる株式の総数は、 <u>150,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社が発行することのできる株式の総数は、 <u>56株</u> とする。
(単元株) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条</p> <p>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 	(削除)
<p>第9条～第14条（条文省略）</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条</p> <p>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 	第7条～第12条（現行どおり）
<p>第16条～第43条（条文省略）</p>	第13条～第40条（現行どおり）

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

監査等委員でない取締役全員(4名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	当社における地位と担当
1	<input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 男性	洲崎 良朗	代表取締役会長CEO
2	<input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 男性	佐々祐史	取締役社長執行役員COO兼CFO
3	<input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 男性	新開 裕之	取締役副社長執行役員経営管理室長
4	<input checked="" type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 <input checked="" type="checkbox"/> 男性	新井 一	社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>すさき よしろう 洲崎良朗 (1958年1月18日生)</p> <p>[再任]</p> <p>所有する 当社株式の数 8,204,100株</p>	<p>1980年9月 モルガン銀行東京支店入社 1988年9月 当社取締役 1994年5月 当社代表取締役社長 2000年10月 アイピー・エム西本株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長 2012年3月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社） 代表取締役会長（現任） 2017年3月 当社代表取締役会長CEO 2019年1月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director（現任） 2020年3月 当社代表取締役会長兼社長CEO 2023年1月 当社代表取締役会長CEO（現任）</p>
[重要な兼職の状況]		
Wismettacフーズ株式会社 代表取締役会長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director		
《監査等委員でない取締役候補者として選任した理由》		
洲崎良朗氏は、1988年に当社取締役に就任、1994年より現在に至るまで、代表取締役として当社グループの経営及び事業の拡大を牽引し、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしております。これまでの長年にわたる当社グループ経営の経験と知見を活かし、今後も当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	<p>ささ ゆうじ 佐々祐史 (1962年10月11日生)</p> <p>[再任]</p> <p>所有する 当社株式の数 一株</p>	<p>1985年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行</p> <p>2011年11月 西本貿易株式会社（現Wismettacフーズ株式会社）取締役</p> <p>2016年 4月 当社執行役員グループ管理本部 副本部長</p> <p>2017年 5月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director & Officer, Vice President</p> <p>2018年 2月 同社Officer, Vice President</p> <p>2019年 3月 当社取締役（監査等委員） Wismettac フーズ株式会社監査役</p> <p>2020年 3月 当社取締役 Wismettac Asian Foods, Inc. Director</p> <p>2021年 4月 当社取締役CFO</p> <p>2022年 4月 当社取締役常務執行役員CFO</p> <p>2023年 1月 当社取締役社長執行役員COO兼CFO（現任） Wismettac Asian Foods, Inc. Director & President（現任） Wismettac EMEA Holdings Limited Director（現任）</p> <p>2023年 3月 Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director（現任）</p> <p>2024年 3月 Wismettac フーズ株式会社代表取締役社長（現任）</p>

【重要な兼職の状況】

Wismettac フーズ株式会社 代表取締役社長
 Wismettac Asian Foods, Inc. Director & President
 Wismettac Asian Foods, Inc. (Canada) Director
 Wismettac EMEA Holdings Limited Director

《監査等委員でない取締役候補者として選任した理由》

佐々祐史氏は、2011年の当社グループ入社以来、当社及びグループ会社の執行役員及び取締役として管理部門を中心とした職務に携わった後、2019年3月より監査等委員である取締役として、業務執行に対する監督及び監査の職務を担いました。2020年3月からは、監査等委員でない取締役として、当社グループ全体の管理部門全般を統括するとともに、2023年1月からは、社長執行役員COO兼CFOとして、当社グループの全体事業戦略を遂行し、その役割・責務を適切に果たしております。同氏の経験と実績から、当社グループの企業価値の更なる向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3	<p>しんかい ひろゆき 新開 裕之 (1964年7月1日生)</p> <p>[再任] 所有する 当社株式の数 ー株</p>	<p>1988年 4月 株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 1998年 9月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア）入社 2002年10月 当社入社 2005年12月 Nishimoto Trading Co., Ltd.（現Wismettac Asian Foods, Inc.）Director & General Manager of Administration Headquarters 2009年 3月 クリーンエナジーファクトリー株式会社入社 2010年10月 宝酒造株式会社入社 2016年 4月 Takara Europe Holdings B.V.取締役副社長 2018年 5月 当社再入社 会長秘書室長 2020年 3月 当社執行役員会長室長兼経営企画部長兼法務・知財管理部長 2022年 1月 Ban Choon Marketing Pte. Ltd. Director（現任） 2022年 4月 Wismettac Asian Foods, Inc. Director（現任） 2023年 1月 当社副社長執行役員会長室長兼経営企画部長 Wismettac EMEA Holdings Limited Director（現任） 2023年 3月 当社取締役副社長執行役員会長室長兼経営企画部長 2023年 4月 COMPTOIRS DES 3 CAPS Director（現任） NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director（現任） 慧思味達日本食品有限公司 Director（現任） NTC Wismettac Australia Pty Ltd Director（現任） Uniontrade S.p.A Director（現任） 2023年10月 当社取締役副社長執行役員経営管理室長（現任） 2023年11月 Wismettac フーズ株式会社取締役副社長（現任） 2024年 3月 Wismettac フーズ株式会社取締役副社長（現任） 2024年12月 NTC Wismettac Europe B.V. Director（現任）</p>	<p>Uniontrade S.p.A Director NTC Wismettac Singapore Pte. Ltd. Director Ban Choon Marketing Pte. Ltd. Director 慧思味達日本食品有限公司 Director NTC Wismettac Australia Pty Ltd Director</p>
[重要な兼職の状況]			
<p>Wismettac フーズ株式会社取締役副社長 Wismettac Asian Foods, Inc. Director Wismettac EMEA Holdings Limited Director NTC Wismettac Europe B.V. Director COMPTOIRS DES 3 CAPS Director</p>			
«監査等委員でない取締役候補者として選任した理由»			
<p>新開裕之氏は、2002年の当社入社後、当社グループの北米地域の管理部門を統括し、同地域の事業基盤構築に貢献しました。2018年の当社再入社後は、会長室長兼経営企画部長として、代表取締役CEOをはじめとする業務執行役員を補佐し、当社グループの戦略策定、予算編成、新組織の立上げ等の企画から実行までを担つてまいりました。また、2023年より取締役副社長執行役員として、その役割・責務を適切に果たしております。同氏の経験と実績から、当社グループの企業価値の更なる向上に貢献することが期待されます。以上のことから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	<p>あらい はじめ 新井 一 (1955年2月4日生)</p> <p>[再任] [社外取締役] [独立役員]</p> <p>所有する 当社株式の数 一株</p>	<p>1979年 6月 順天堂大学医学部脳神経外科入局 1980年 1月 米国National Institutes of Health留学 1993年 8月 順天堂大学医学部脳神経外科助教授 1995年 4月 米国フロリダ大学脳神経外科留学 2002年10月 順天堂大学医学部脳神経外科教授 2008年 4月 学校法人順天堂理事 順天堂大学医学部附属順天堂医院院長 2011年 4月 順天堂大学大学院医学研究科長・医学部長 2016年 4月 順天堂大学学長 一般社団法人私立医科大学協会理事 2016年 5月 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会理事（現任） 一般社団法人全国医学部長病院長会議会長 2017年10月 一般社団法人脳神経外科学会理事長 2020年 4月 順天堂大学名誉教授（現任） 医療法人林病院理事（現任） 2021年 3月 一般社団法人生涯健康社会推進機構副理事長（現任） 2022年 5月 一般社団法人全国医学部長病院長会議監事（現任） 2023年 3月 当社取締役（現任） 2024年 4月 学校法人順天堂理事 理事長補佐（現任） 一般社団法人私立医科大学協会理事 副会長（現任）</p>

[重要な兼職の状況]

学校法人順天堂 理事 理事長補佐

医療法人林病院 理事

順天堂大学 名誉教授

一般社団法人生涯健康社会推進機構 副理事長

一般社団法人私立医科大学協会 理事 副会長

一般社団法人全国医学部長病院長会議 監事

社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会 理事

《監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》

新井一氏は、医師及び大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を有されており、現在は学校法人の理事長補佐として学校法人運営に携わられています。当社に対しては、医学の見地から、食を通じた世界の人々のWell-being実現に向けた当社事業への有益な助言と独立した立場で多様な視点からの助言及び判断をいただけるものと期待しております。以上のことから、同氏は会社経営に関与したことございませんが、監査等委員でない社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の有する当社の株式数は、2024年12月31日現在のものであります。
3. 洲崎良朗氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の子会社等である多津巳産業株式会社及びワイエス商事株式会社において、代表取締役の地位にあります。
4. 当社は、新井一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。なお、新井一氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、再任となる各候補者を含む当社及び当社の全ての子会社(会社法に基づく子会社をいう。)の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、その保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)がなされたことにより、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金等)を当該保険契約にて補填することとしております。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合、引き続き各候補者は当該保険の被保険者に含められることとなります。また、その任期中に当該保険契約の満期が到来いたしますが、引き続き各候補者等を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。
6. 新井一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、新井一氏の再任が承認された場合には、独立役員の届出を継続する予定であります。
7. 新井一氏の監査等委員でない社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査等委員である取締役に対する事後交付型株式報酬の額改定の件

2021年3月30日開催の第74回定時株主総会において、当社普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び金銭を一定の期間後に割当て及び支給する事後交付型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入するにあたり、本制度及び本制度に基づき監査等委員である取締役(社外取締役を除く)に対して支給する当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額について年額20百万円以内とご承認いただきました(以下「本制度に関する総会決議」といいます。)。

今般、本制度に基づき、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)に対して、2022年に付与したユニットに対応する当社株式割当てのための金銭報酬債権及び金銭の割当て及び支給する額と、第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認され、本株式併合の効力が発生した場合に、本制度に関する総会決議及び本制度につき定める株式報酬規程における株式併合(株式併合により付与対象者の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。)が実施される場合の取扱いに関する規定に従って調整される2023年並びに2024年に付与したユニットに対応する当社株式割当てのための金銭報酬債権及び金銭の割当て及び支給する額との合計額が、ご承認いただいている年額20百万円を超過し得るところ、かかる調整は、本制度に関する総会決議においても明記されており、かつ事業報告に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿った合理的な内容であることから、かかる調整を可能とするための当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額の上限額の変更は相当であると考えております。

つきましては、監査等委員である取締役(社外取締役を除く)に対して支給する当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額について年額50百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、本議案の対象となる監査等委員である取締役は西川敏之氏1名となります。

以上

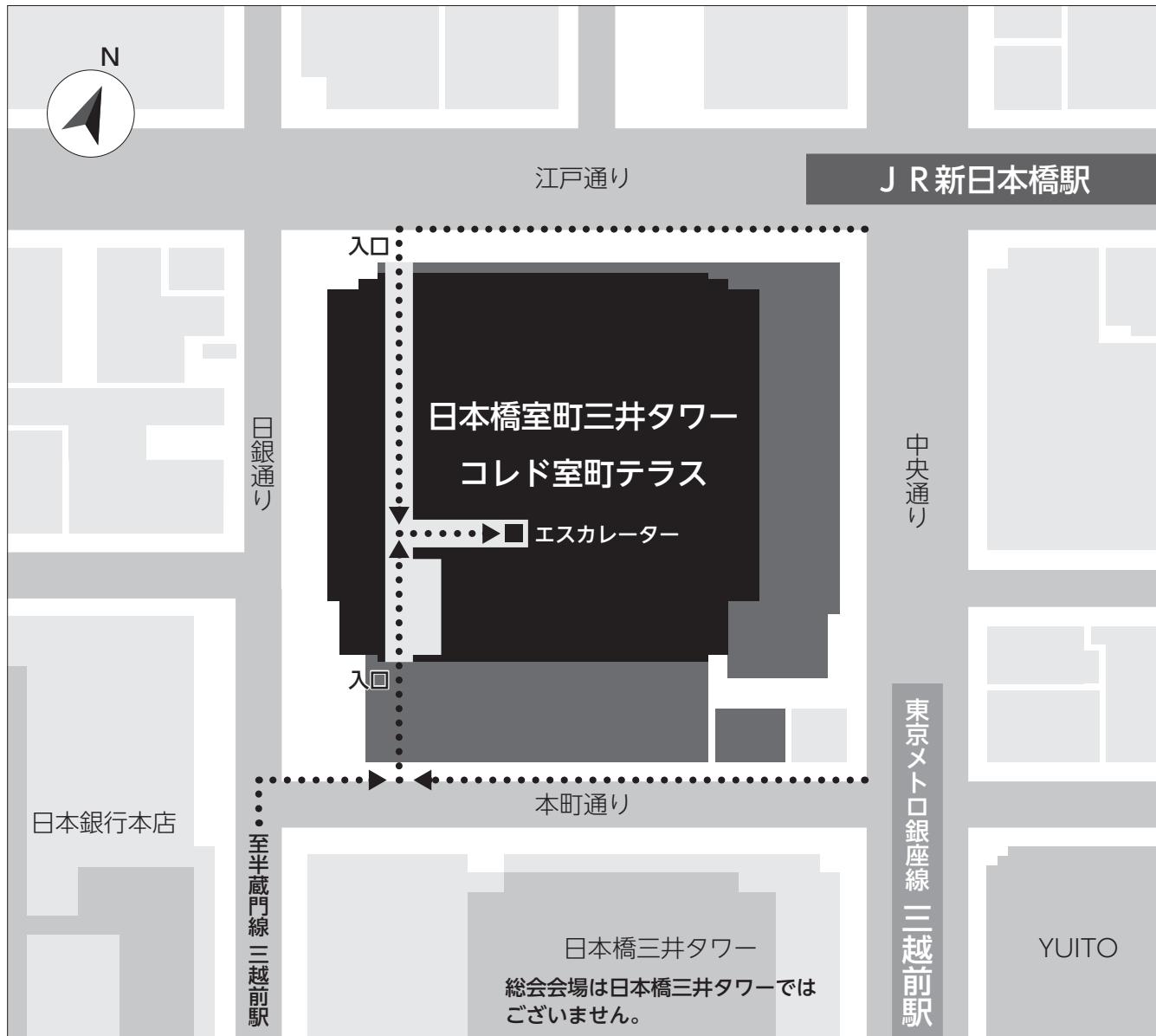
(ご参考) 取締役のスキルマトリックス (本総会において各取締役候補者が選任された場合)

各取締役に特に当社が期待する知見・経験領域 (最大 3 つ)								
氏名	Vision (会社の長期的健全性と成長のビジョン・戦略)		Execution (戦略の実行)			Risk Management (適切なリスク管理)		
	ミッション 戦略策定	ESG SDGs	グローバル 経営	組織・人事	DX	財務・会計	法務・知財	コンプライ アンス・ コードセーフティ
洲崎 良朗	●		●		●			
佐々 祐史				●		●		●
新開 裕之	●				●	●		
新井 一		●					●	●
西川 敏之		●	●					●
能見 公一	●			●			●	
大村由紀子		●	●			●		

以上

地上ルートでお越しの場合

会場入口は2カ所となります。他の日本橋室町三井タワー入口からはご入場いただけませんのでご注意ください。下記の図をご参照いただきお越しください。



地下ルートでお越しの場合

三越前駅と新日本橋駅は地下通路でつながっており、日本橋室町三井タワー地下入口に直結しています。天候の悪い日でも雨にぬれずにお越しいただけます。下記の図をご参照いただきお越しください。

「三越前」駅
地下通路からの
アクセス



- 1 日本橋方面改札を出て右に進みます。



- 2 J R 線、銀座線方面へしばらく直進します。



- 3 室町三丁目方面改札を出てJ R 線方面へ。



- 4 J R 新日本橋駅の看板を左に曲がります。



- 5 正面のビルが日本橋室町三井タワーです。

「新日本橋」駅
地下通路からの
アクセス



- 1 改札を出て左に進みます。



- 2 三越前駅方面の案内に従い左に曲がります。



- 3 三越前駅方面へ進みます。



- 4 三越前駅の手前で右に曲がります。



- 5 正面のビルが日本橋室町三井タワーです。



株主総会会場 ご案内図

開催日時

2025年3月28日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー3階
室町三井ホール&
カンファレンス ホール
TEL : 03-6870-2012



となりに日本橋三井タワーがございます。
お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線
「三越前」駅より地下直結
JR横須賀線・総武快速線
「新日本橋」駅より地下直結



前ページに地上及び地下からの詳細なルートのご案内がございます。ぜひご覧ください。

西本Wismettacホールディングス株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

